Article 10
Right of Recourse

National law may provide that the operator shall have a right of recourse only:

(a) if this is expressly provided for by a contract in writing; or

(b) if the nuclear incident results from an act or omission done with intent to cause damage, against the individual who has acted or omitted to act with such intent.

Article 11
Applicable Law

Subject to the provisions of this Convention, the nature, form, extent and equitable distribution of compensation for nuclear damage caused by a nuclear incident shall be governed by the law of the competent court.

省　令

○厚生労働省令第四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十中「提供されるサービス」の下に「（以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。）」を加える。

第三十五条第三項第五号中「第十三条」を「第三条の十一」に、「を含む」を「に限る」に改める。

第六十一条中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

第六十四条第一号ハ中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第二号中「（有料老人ホームに係るものを除く。）」を削り、同条第三号を削る。

第六十五条の三の二中「訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第六十五条の四第一号中「（小規模多機能型居宅介護」の下に「（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。）」を、「複合型サービス」の下に「（看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。）に限る。次号において同じ。）」を加え、同条第三号中「（有料老人ホームに係るものを除く。）」を削り、同条第四号を削る。

第八十四条中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

第八十五条の二第一号中「介護予防小規模多機能型居宅介護」の下に「（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。）」を加え、「次号」を「第三号」に改める。

第百十三条の九第二号中「複合型サービス」の下に「（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第三十七条（第四十三条、第五十八条、第百九条」を「第三十七条（第四十三条、第五十八条」に改め、「第四十二条の二」の下に「、第百四条の二（第百九条において準用する場合に限る。）」を加え、同条第七号中「第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の十九」を「第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条」に改め、「第七十一条」の下に「、第百四条の二（第百五条の十九において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条第二項中「（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）」を「（当該指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）」に改め、同条第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第七条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第十三条中「第三十八号」の下に「。以下「指定居宅介護支援等基準」という。」を加える。